

とんだばやし認定調査通信（6号）



この特記事項の内容についてどう考えますか？

2-1. 移乗（介助の方法） 【判断に迷う特記事項の例】

椅子に座る際にふらつきがあるので夫がそばで見守っている。 「選択 見守り等」

【判断に迷う点(気になる点)】

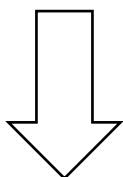
椅子に座る行為（着座行為）は、移乗行為とは異なるが定義に基づき選択しているか。

夫がそばで見守っているとあるが、常時付き添いの必要がある見守りなのか。

【定義】（調査員テキストより）

「移乗」とは、「ベッドから車いす（いす）へ」「車いすからいすへ」「ベッドからポータブルトイレへ」「車いす（いす）からポータブルトイレへ」・「畳からいすへ」・「畳からポータブルトイレへ」・「ベッドからストレッチャーへ」等、でん部を移動させ、いす等へ乗り移ることである。

※体位交換、シーツ交換の際に、でん部を動かす行為も移乗に含まれる。



どこからどこに移乗するか聞き取ることが重要です。

POINT！

今回の事例では、いすに座る際に見守りがあることを理由に「見守り等」を選択していますが、着座行為（立っている状態から座る行為）は移乗行為ではないため評価の対象外です。

例えば、『ベッド→立ち上がり→歩行→いすに座る』動作も、間に歩行を挟んでいるため評価対象外です。

『ベッド→車いす』のように、座面から座面へでん部を移す行為を評価します。

※移乗について記載する場合は、どこからどこに移乗するのか記載をお願いします。

【わかりやすい特記事項の例】（「見守り等」の場合）

日常的にトイレに行く際は、車いすを使用しており、日中5回、夜間2回程度ベッドから車いすへ移乗行為がある。移乗の際はふらつきがあり転倒の可能性があるため、夫が常時見守りを行っている。



読み手に伝わりやすい特記事項の記入にご協力をお願いします。

※市町村によって解釈に違いがある場合もありますので、ご注意ください。